

最優秀答案

回答者 K.S 57点

第1 設問1について

1 CのBに対する本件ビラ配布行為の差止について、民法上明文で「差止」を認める規定は見当たらないが、他の手段による救済は可能か検討する。

2 この点、不法行為制度に基づく救済が考えられるが（民法709条、710条）、不法行為制度では金銭賠償の原則（民法722条1項）があり、名誉毀損における原状回復（民法723条）が例外的に認められるという事後的救済となり、本件におけるCの救済を図る上で適切とは言えない。

3 他方、事前的な救済制度について物権的請求権に解釈上認められているものがある。即ち、物権的請求権については明文上の規定を欠くものの、①本権よりも弱い占有権について占有の訴え（民法197条）が認められていること、②占有の訴えの他に本権の訴えの存在を民法が予定していること（民法202条1項）から、解釈上認められるものである。

そして、占有保全の訴え（民法199条）に対応する物権的請求権として妨害予防請求権が認められるところ、本件でCがBに対して差止を求める根拠としては採用できない。

なぜなら、物権的請求権は物権の排他性に由来する物の円満な支配状態を維持することを目的とするものであるが、本件ではそのような状態は生じていないためである。

4 もっとも、Cは不動産開発を営むAの部長という一私人であり、みだりに私事を第三者に公開されないという憲法13条に由来するプライバシー権を有しているところ、かかるプライバシー権は民法709条の「法律上保護される利益」に含まれるものと解する。

5 この点、プライバシー権については一度公開されてしまうと回復困難な状況を生じさせるおそれがあるところ、物権的請求権が物の円満な支配状態の維持のために認められるのと同様に、プライバシーの円満な維持のために憲法13条に規定する幸福追求権に由来する人格権によって事前救済措置としての差止が認められるものと考えられる。

6 そして、人格権に基づく差止が請求できるのは、正当な表現行為も法的保護を受ける必要性を有していることに鑑みて、当該表現行為によって実現される利益が人格権によって保護される利益を超えない場合であると解する。

7 これを本件についてみるに、Bが本件ビラに記載したCの情報は、Cの趣味や生い立ち、家族構成など本件マンションに建築とはおよそ無関係の事柄であり、これらの情報は一般的に本人が第三者による公開を希望しないものであるから、Bによる本件ビラの配布行為がCの人格権によって保護される利益を上回るものとは言えない。

8 従って、CはBに対して、人格権に基づき本件ビラ配布行為の事前差止を請求できる。

第2 設問2について

1 Bとしては本件マンションの建築禁止を求めるに当たり、事前に建築行為の差止が可能となるような法的主張を検討する必要があるが、日照権及び景観権について人格権と同様に事前差止を請求することができるか。

2 この点、景観権については良好な景観を享受することができる利益として、明文上の規定は欠くものの民法709条の「法律上保護される利益」に含まれるものと解する。

もともと、景観権に基づく差止については認められないものと解する。

なぜなら、景観については人によって受け止め方や感じ方が異なるものであり、既述の物権的請求権や人格権において述べた状況が妥当しないためである。

3 他方、日照権についても明文上の規定を欠くものの、良好な日照を受ける状態を保持することは人格的生存に不可欠であるから、人格権と同様に差止を認める必要がある。

4 よって、BはAに対し、日照権侵害に基づき、本件マンションの建築禁止を請求することができる。

以上